

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和5年2月28日

福岡法務局 登記官 松尾 保彦

記

意見又は資料の提出先

〒810-8513

福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号

福岡法務局民事行政部不動産登記部門 筆界特定室

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積 (㎡)
2901-2022-0003 (2901-2020-0055)	朝倉市山田字北ノ園 1 3 6 7 - 2	田	4 2 2